

岡本の国会での答弁

177-衆-災害対策特別委員会-2号 平成23年02月17日

○小里委員 引き続き、よろしくお願いします。

最後に、ホテル、旅館の関係についてお伺いします。

大分キャンセルが相次いでおりまして、六、七割減になっておるといような状況が連休明けまで続く見通しである、そんな状況でございます。

まず、雇用機会が失われつつあります。緊急雇用対策は新規雇用が前提であります、要件を緩和して、雇用の継続についても対応をしていただきたいと思います。

また、観光客回復のために地域でイベントを計画していこうということでございまして、その支援策をお願いしたいと思います。

また、空振によりまして、旅館、ホテルの窓ガラスが割れるなどの被害が出ております。県においても、今、支援策を講じつつありますが、これに対する国の支援方、よろしくお願いしますと思います。

なおまた、このキャンセルにつきましては、風評被害によるところが非常に大きいんじゃないかという指摘でございまして、要するに、報道等によりまして危機感だけが発信をされまして、要らぬ被害をこうむっているわけでありまして。そういった対応策も必要になると思いますが、あわせて見解をお伺いしたいと思います。

○岡本大臣政務官 今御指摘がありました雇用創出のための基金事業につきましては、地域の雇用情勢が厳しい中で、失業された方の新たな雇用の場を創出することを目的としているということでありまして、そういった中、議員が御指摘の、雇用の継続をということの支援事業といたしましては、雇用調整助成金というものを用意させていただいています。

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業や教育訓練を実施して労働者の雇用を維持していくことを支援する制度でありまして、本助成金は、噴火を直接的な理由とした事業活動の縮小については、経済上の理由には当たらないということで助成の対象となりませんが、御指摘の風評被害による影響については、噴火の被害の拡大に伴う経済上の理由による事業の活動の縮小になるため、雇用保険の適用事業所が売り上げ等が減少しているといった要件を満たせば、雇用調整助成金が利用できます。

厚生労働省におきましては、どのような場合に本助成金が活用可能かについて、労働局を通じ周知をしているところでありますが、事業主の皆様におかれましては、本助成金を積極的に活用して、労働者の雇用の維持に努めていただきたいと思いますというふうに考えております。